

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学病院 I C L S コース等受講生受入規程（令和7年規程第65号。以下「規程」という。）第11条に基づき、長崎大学病院医療教育開発センターシミュレーションセンター一部門（以下「シミュレーション部門」という。）が主催し、長崎大学病院（以下「本院」という。）で実施する I C L S (I m m e d i a t e C a r d i a c L i f e S u p p o r t (二次救命処置)) コース、I C L S 指導者養成WS及びBLS (B a s i c L i f e S u p p o r t (一次救命処置)) コース（以下「I C L S コース等」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) I C L S コース 本院において実施する日本救急医学会が認定する医療従事者のための心肺蘇生のトレーニングコースをいう。
- (2) I C L S 指導者養成WS 本院において実施する日本救急医学会が認定する I C L S コースの指導者を養成するためのワークショップをいう。
- (3) B L S コース 本院において実施する日本救急医学会が認定する日本蘇生協議会のガイドラインに準拠した医療従事者のための一次救命処置のトレーニングコースをいう。
- (4) 受講生 I C L S コース等の受講を許可された者をいう。
- (5) 担当ディレクター I C L S コース等の実施を主導し、計画の立案及び運営を行うとともに、受講生の指導を行う者をいう。
- (6) インストラクター 担当ディレクターの指示のもと、主として受講生に対し指導を行う者をいう。
- (7) アシスタントインストラクター 担当ディレクターの指示のもと、インストラクターの補助者として指導補助を行う者をいう。

(開催日程等の決定)

第3条 シミュレーション部門長（以下「部門長」という。）、県内の I C L S ディレクター（以下「ディレクター」という。）及びシミュレーション部門専任看護師（以下「専任看護師」という。）は、開催年度の前年度末までに開催スケジュール及び担当ディレクターを検討し、決定する。なお、地域医療機関からの要請などに応じ、臨時に開催する場合は、適宜、部門長、ディレクター及び専任看護師で、日程調整を行う。

(受講生の募集及び決定方法)

第4条 I C L S コース等は、開催予定日の3月前を目途に日本救急医学会 I C L S ホームページ（以下「I C L S ホームページ」という。）に受講申込を掲示し、申込を受け付けることとする。

2 開催予定日の2月前を目処に受講申込を締め切るものとし、規程第3条に定める受講定員を超える場合は、次号の優先順位により部門長及び専任看護師で受講生を決定する。

- (1) 本院の医療従事者
- (2) 過去に申込を行い受講できなかった経験がある者
- (3) インストラクターを目指す者

3 シミュレーション部門は前項により受講生を決定したときは、受講申込者に対し電子メールにて

受講可否通知を行う。

(受講料及び講師料等)

第5条 申込者の都合により受講しなかった場合は、納付された受講料は返還しない。ただし、入金日から1年以内に開催される申し込みを行ったコースの受講料に充当することができるものとする。
(講師謝金等)

第6条 担当ディレクター及びインストラクター(本院の医師及び医療従事者を除く。)の謝金は、ICLSコース及びICLS指導者養成WSでは1回20,000円(源泉徴収税を除く。)とし、BLSコースでは発生しないものとする。アシスタントインストラクターは、いずれのコースにおいても講師料は発生しない。

2 担当ディレクター、インストラクター及びアシスタントインストラクターには交通費並びに宿泊費等は支給しない。

(インストラクター及びアシスタントインストラクターの募集及び決定方法)

第7条 シミュレーション部門は、第3条により開催日程を決定した後、長崎県内のインストラクター、アシスタントインストラクター及びICLS受講修了者のうち、アシスタントインストラクター希望者に対し年間スケジュール等を案内し募集を行う。

2 シミュレーション部門は、開催3月前を目処に、ICLSホームページにICLSコース等の指導者参加申込を掲示し指導申込を受け付けるものとする。

3 部門長及び専任看護師は、担当ディレクターとともに応募者の経験年数や資格維持条件等を踏まえ、1ブースあたりのインストラクター及びアシスタントインストラクターをICLSコースとICLS指導者養成WSでは3名程度を選考する。

4 シミュレーション部門は前号により、指導者を決定したときは、申込者に対し電子メールで採否結果を通知する。

(受講証等の発行及び日本救急医学会に対する結果報告)

第8条 受講生及び指導者に対する受講証及び実績証は、シミュレーション部門が準備を行い、担当ディレクターが発行する。

2 ICLSコース等における日本救急医学会に対する開催報告は、シミュレーション部門が準備を行い、担当ディレクターが行う。

(受講中の事故等)

第9条 シミュレーション部門は、ICLSコース及びICLS指導者養成WSでは開催の都度、担当ディレクター、インストラクター、アシスタントインストラクター及び受講生全員を対象とした傷害保険に加入し、受講中の事故等については、原則として当該傷害保険の定めにより取り扱うものとする。

附 則

この内規は、令和7年12月1日から施行する。

長崎大学病院 I C L S コース等受講生受入規程

令和7年12月8日

規程第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学病院（以下「本院」という。）において実施する I C L S（I m m e d i a t e C a r d i a c L i f e S u p p o r t（二次救命処置））コース、I C L S 指導者養成WS及びB L S（B a s i c L i f e S u p p o r t（一次救命処置））コース（以下「I C L S コース等」という。）の受講生の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) I C L S コース 本院において実施する日本救急医学会が認定する医療従事者のための心肺蘇生のトレーニングコースをいう。
- (2) I C L S 指導者養成WS 本院において実施する日本救急医学会が認定する I C L S コースの指導者を養成するためのワークショップをいう。
- (3) B L S コース 本院において実施する日本救急医学会が認定する日本蘇生協議会のガイドラインに準拠した医療従事者のための一次救命処置のトレーニングコースをいう。
- (4) 受講生 I C L S コース等の受講を許可された者をいう。
- (5) 担当ディレクター I C L S コース等の実施を主導し、計画の立案及び運営を行うとともに、受講生の指導を行う者をいう。

(受講定員)

第3条 I C L S コース等の1開催当たりの受講定員は、次のとおりとする。ただし、1開催当たりの受講申込者数が4人未満の場合は開催しない。

コース等名称	受講定員	備考
I C L S コース	18人	1ブース6人を上限とし、3ブースまでとする。
I C L S 指導者養成WS	24人	1ブース8人を上限とし、3ブースまでとする。
B L S コース	18人	1ブース6人を上限とし、3ブースまでとする。

(受講の手続等)

第4条 I C L S コース等の受講を希望する者は、所定の手続により病院長に願い出て許可を得なければならない。

2 I C L S コース等の受講生の募集及び決定方法については、病院長が別に定める。

(受講料)

第5条 I C L S コース等の受講料は次のとおりとし、受講料には、受講に必要なテキスト代を含まないものとする。

コース等名称	受講料（税込）
I C L S コース	8,000円

I C L S 指導者養成WS	8, 0 0 0 円
B L S コース	2, 0 0 0 円

2 受講生は、前項の受講料を所定の期日までに納付するものとする。この場合において、所定の期日までに納付しなかった受講生については、受講を認めないものとする。

3 既納の受講料は、返還しない。

(受講証等の交付)

第6条 担当ディレクターは、I C L S コース等の受講を修了した受講生に対し、受講証及び実績証を交付する。

(遵守事項)

第7条 受講生は、長崎大学が定める諸規則を遵守し、担当ディレクターの指示に基づき受講しなければならない。

(許可の取消し)

第8条 病院長は、受講生が前条の規定に違反したとき又は受講生としてふさわしくない行為をしたときは、第4条に規定する許可を取り消すことができる。

(損害賠償等)

第9条 受講生は、本人の故意又は過失により実習用機器、施設、設備等を破損させた場合は、損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第10条 受講生の受入れに関する事務は、長崎大学病院医療教育開発センターシミュレーションセンター部門において処理するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、受講生の受入れ等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年12月8日から施行する。